



熊本県

やさしい
まちづくり

推進指針

令和5年(2023年)3月

熊本県

目次

第1章 推進指針策定にあたって

- 1 推進指針の趣旨 1
- 2 推進指針の性格 1

第2章 やさしいまちづくりを取り巻く現状と課題

- 1 本県におけるやさしいまちづくりの背景 3

第3章 推進指針の基本的な考え方

- 1 基本方針及び目標 6
- 2 推進指針の全体概要図 6

第4章 具体的な推進方向

- 施策体系 7
- 1 心のバリアフリー 8
- 2 移動・施設利用上のバリアフリー 9
- 3 情報・コミュニケーションのバリアフリー 10
- 4 暮らしの安全安心を確保するためのバリアフリー 11
- 5 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー 12
- 6 誰もが活躍できる社会実現のためのバリアフリー 13

関連施策・指標及び取組事例 別冊

第1章 推進指針策定にあたって



1 推進指針の趣旨

- ・本県では、超高齢社会の到来や障がい者の自立と社会参加への意識の高まりを背景に、高齢者や障がい者等を取り巻く様々な障壁を取り除き、高齢者や障がい者等の自立と社会的活動への参加を果たせる社会を築くこと（＝やさしいまちづくり）を目的として、平成7年（1995年）3月に「熊本県高齢者、障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」（以下「やさしいまちづくり条例」という。）を制定しました。
- ・平成7年（1995年）10月には、「熊本県やさしいまちづくり推進計画」を策定し、県民、事業者、関係機関等との連携のもと、条例の基本方針及び体系に沿った各種の施策に取り組んできました。
- ・そのような中、平成28年（2016年）4月に熊本地震が発生し、熊本地震からの復旧・復興期において、できるだけ早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するための指針として、計画に代わり平成29年（2017年）7月に「熊本県やさしいまちづくり推進指針」（以下「推進指針」という。）を策定しました。
- ・推進指針のもと、幅広い分野で施策に取り組んできた結果、バリアフリーは着実に進んできていますが、その間に新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、さらに令和2年7月豪雨に見舞われるなど、社会環境や生活環境に大きな影響を及ぼす出来事が起こりました。今後は、感染症等により変容する社会や頻発する災害への対応を見据えた施策を推進していく必要があります。
- ・これまでの施策を着実に継続していくとともに、変容する社会の中で見えてきた課題へ対応するための指針として、今回改定することとしました。

2 推進指針の性格

この推進指針は、2つの性格を有しています。

1つ目は、やさしいまちづくり条例の理念や基本方針に基づき、県がやさしいまちづくり施策を総合的に推進するためのガイドラインとして策定しています。

2つ目は、県がめざすやさしいまちづくりを県民に分かりやすく示し、県民、事業者及び行政が共通の認識のもと、連携・協働しながら全県的な取組みとして展開するためのガイドラインとして策定しています。

※ 「障害」と「障がい」の表記の違いについて

本指針では、法令の名称の記載又は法令から引用している記載は「障害」、それ以外は「障がい」と表記しています。

～やさしいまちづくり条例について～

前文

高齢者、障害者等を取り巻く様々な障壁を取り除き、県民たれもが共にいきいきと暮らせるような社会の創造

目的
(第1条)

県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、高齢者、障害者等が自立及び社会的活動への参加を果たせる社会づくり

用語の定義 (第2条)

「高齢者、障害者等」

(第2条第1号)

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

県の責務 (第3条)

県民の責務 (第5条)

事業者の責務 (第6条)

基本方針 (第7条)

- ◇県民意識の高揚
- ◇社会環境の整備
- ◇生活環境の整備

財政措置 (第8条)

県民意識の高揚 (第9～11条)

- ◇啓発、情報提供等
- ◇福祉に関する学習の推進
- ◇ボランティア活動の促進

社会環境の整備 (第12～16条)

- ◇教育内容・方法の改善・充実、環境整備、調査研究、生涯学習の推進
- ◇雇用の促進等
- ◇情報の円滑な利用等、電気通信・放送の利便の増進
- ◇スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
- ◇防犯・防災・交通安全対策の推進

生活環境の整備 (第17～29条)

- ◇特定建築物(※)、道路、公園等の整備
- ◇住宅の整備
- ◇公共車両等の整備
- ◇特別特定建築物に追加する特定建築物等
 - ・私立小学校等の追加
 - ・基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の引き下げ

※特定建築物：バリアフリー法及び条例の対象建築物で、学校、百貨店、マーケット、物品販売店舗、飲食店、病院・診療所、ホテル・旅館、事務所、共同住宅、博物館・美術館・図書館等の多数の方が利用する建築物です。

高齢者や障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

第2章 やさしいまちづくりを取り巻く現状と課題



1 本県におけるやさしいまちづくりの背景

(1) 高齢化の現状

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、令和3年（2021年）10月現在で31.9%であり、全国平均28.9%と比較しても高齢化が進んでおり、全国より早いペースで超高齢社会を迎えています。

また、75歳以上の高齢者の割合は16.4%で、高齢者の半数以上が75歳以上となっています。今後も高齢者人口は増加を続け、令和7年（2025年）には33%を超え、県民の3人に1人が高齢者となる見込みで、特に75歳以上の高齢者の伸びが大きく、令和12年（2030年）には、21%を超え、県民の5人に1人が75歳以上の高齢者になる見込みです。

高齢化に伴う要支援・要介護高齢者数の増加だけでなく、高齢就業者も増加しており、移動における介助や配慮、建築物のバリアフリー化の必要性は更に増してきています。

また、金銭管理、各種の契約・行政手続きなどの援助又は本人に代わって行う成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用者も増加していくものと見込まれます。

(2) 障がい者を取り巻く現状

本県の障害者手帳所持者（身体、知的及び精神）数は、令和2年度（2020年度）末現在で約12万7千人、人口に占める割合は約7.3%となっており、人数・割合ともに近年はほぼ横ばいの状況です。

障がいの種別では、身体障害者手帳所持者が平成26年をピークに減少傾向である一方、療育手帳（知的）及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。

国においては、平成26年（2014年）に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたほか、令和3年（2021年）9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

本県においても、平成24年（2012年）4月には、すべての県民が障がいの有無や程度にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会実現をめざした「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を施行しました。

国・県ともに、施策の方向性として入所施設等から地域生活への移行や就労支援、インクルーシブ教育など、地域共生を重視した取組みが求められています。

※本指針における「高齢者、障がい者等」とは、やさしいまちづくり条例第2条に規定する「高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者」を指し、「障害者」には知的・精神・発達障がいのある方を含みます。

(3) 頻発化・甚大化する災害と新型コロナウイルス感染症の影響

本県では、平成28年（2016年）4月の熊本地震、令和2年（2020年）7月豪雨と、立て続けに甚大な被害が発生する自然災害を経験しました。

頻発化・甚大化する自然災害に対して、高齢者や障がい者等避難に支援を要する方の安全で迅速な避難、また女性の視点や乳幼児のいる家族の視点も加えた避難所の施設・設備のバリアフリー化と被災者支援のソフト面の充実が求められています。

加えて、令和2年7月豪雨はコロナ禍で発生した初めての大規模災害となり、避難生活における感染防止のための衛生管理や避難所の定員縮小・分散化等の対策がとられました。

被災者は、避難所等での不自由な暮らしや生活再建への不安などに加え、感染症リスクの二重苦、三重苦のなかでの生活を余儀なくされました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は外出自粛など、人々の日常に大きな影響を与えました。

(4) やさしいまちづくりに関係する最近の主な法律等の動き

平成30年（2018年）の「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」（以下「ユニバーサル社会実現推進法」という。）の施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた『心のバリアフリー』施策の推進等を図るため、令和2年（2020年）に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が改正されました。

同改正では、公共交通事業者等のソフト対策強化、車椅子用駐車施設等の適正利用の推進、公立小中学校等のバリアフリー基準適合義務等が追加されました。

また、令和3年（2021年）に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、保育所・学校等設置者には人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等の医療行為を行う看護師等を配置すること、都道府県には保護者等の相談・支援を行う「医療的ケア児支援センター」を設置する等の責務が定められました。

本県では、平成7年（1995年）に本指針の策定根拠である「やさしいまちづくり条例」を制定。

平成24年（2012年）には「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」、令和4年（2022年）には「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（以下「手話言語等に関する条例」という。）を施行するなど、関係法と連動、あるいは先駆けて条例を整備しています。



【参考：やさしいまちづくり関連の主な法律・条例等の動き】

平成7年（1995年）	熊本県やさしいまちづくり条例制定
平成13年（2001年）	高齢者の居住の安定確保に関する法律施行
平成18年（2006年）	バリアフリー法施行
平成23年（2011年）	障害者基本法改正
平成24年（2012年）	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例施行 障害者虐待防止法施行
平成25年（2013年）	障害者総合支援法施行 障害者雇用促進法施行令改正（法定雇用率引き上げ） 災害対策基本法改正（避難行動要支援者名簿作成を義務化）
平成26年（2014年）	障害者の権利に関する条約締結
平成27年（2015年）	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針策定
平成28年（2016年）	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行
平成30年（2018年）	ユニバーサル社会実現推進法施行
令和元年（2019年）	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行
令和2年（2020年）	バリアフリー法改正
令和3年（2021年）	災害対策基本法改正（個別避難計画作成を努力義務化） 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行
令和4年（2022年）	手話言語等に関する条例施行 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律施行

第3章 推進指針の基本的な考え方



1 基本方針及び目標

やさしいまちづくり条例では、やさしいまちづくりを推進するための県としての基本方針を次のとおり定めています。

基本方針

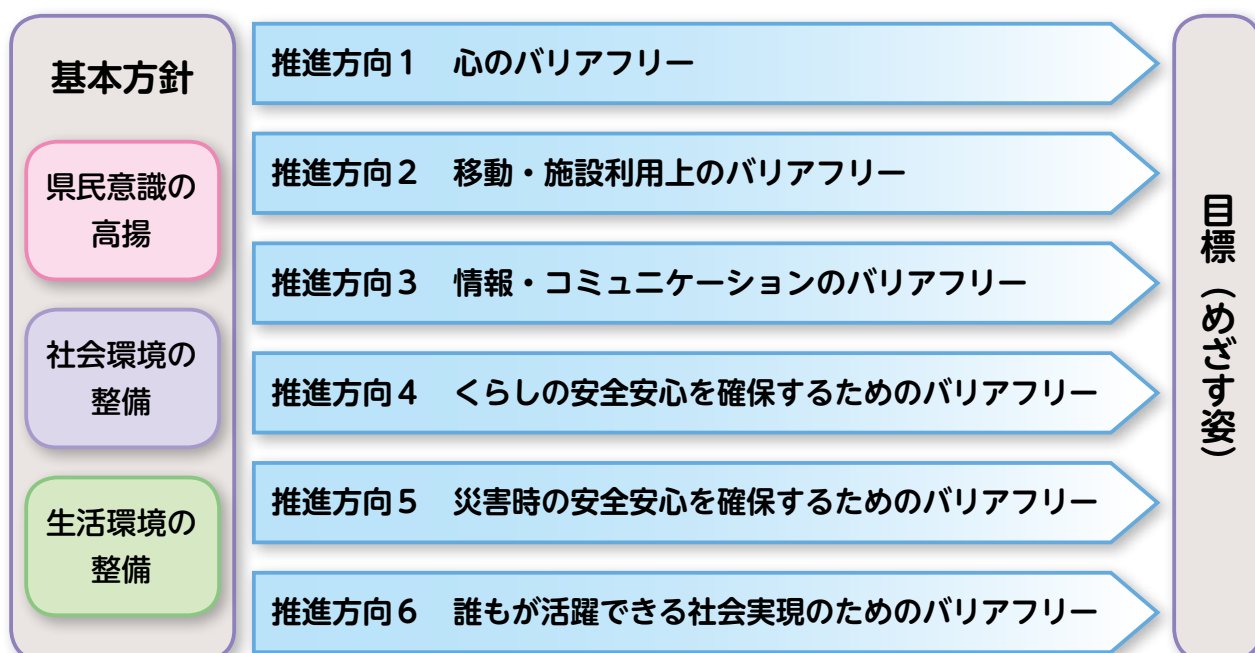
- (1) 県民が、やさしいまちづくりに関して理解を深め、積極的に行動できるよう意識の高揚を図ること。
- (2) 高齢者及び障害者が円滑に暮らせる社会環境の整備を推進すること。
- (3) 高齢者、障害者等が円滑に利用できる生活環境の整備を促進すること。

本推進指針では、この3つの基本方針に基づき、次の目標（めざす姿）を掲げ、高齢者や障がい者等の自立と社会参加のためのバリアフリーを促進します。

推進指針の目標（めざす姿）

災害や感染症により変容する社会の中で、高齢者や障がい者等を取り巻く意識上のあるいは物理上の障壁がない状態をめざし、誰一人取り残さないくまもとづくりを推進する

2 推進指針の全体概要図



第4章 具体的な推進方向



推進指針の目標（めざす姿）を実現するため、具体的な推進方向として6つの分野を設定し、各種施策に取り組みます。

推進方向1 心のバリアフリー

- (1) 県民の意識に根づかせる啓発活動の実施
- (2) 認知症や障がい等の特性の理解
- (3) 行動を起こすための支援
- (4) 障がい者等に対する差別の解消や合理的配慮の提供

推進方向2 移動・施設利用上のバリアフリー

- (1) 移動手段や制度の整備・活用
- (2) 歩行空間・道路交通環境の整備
- (3) トイレや駐車場の利便性の確保・向上
- (4) 多くの人が利用する建築物の整備
- (5) 住宅の整備

推進方向3 情報・コミュニケーションのバリアフリー

- (1) 情報提供サービスの充実
- (2) コミュニケーションの充実

推進方向4 暮らしの安全安心を確保するためのバリアフリー

- (1) 交通安全・防犯対策の強化
- (2) 消費者被害の防止・生活支援の充実

推進方向5 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー

- (1) 災害時における避難支援体制等の整備
- (2) 被災者の日常生活支援

推進方向6 誰もが活躍できる社会実現のためのバリアフリー

- (1) 教育支援の充実
- (2) 障がい者の就労支援の充実
- (3) 高齢者の就労支援の充実

1 心のバリアフリー

県全体でやさしいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりがやさしいまちづくりに関して理解を深め、積極的に行動できるよう意識の高揚を図ることが重要です。様々な心身の特性や考え方を理解し、互いに支え合うことができるよう、高齢者や障がい者等への理解を促進するための施策を推進します。

施策の方向

(1) 県民の意識に根づかせる啓発活動の実施

県の広報媒体やチラシ、ポスターの活用等により、やさしいまちづくりに関する啓発活動を継続して実施します。

(2) 認知症や障がい等の特性の理解

研修等により、認知症や障がい等の特性の理解を促進する施策を実施します。

(3) 行動を起こすための支援

援助や配慮を必要としている人に対して、適した支援行動を起こせるようにするための施策を実施します。

(4) 障がい者等に対する差別の解消や合理的配慮の提供

障がい者等に対する差別の解消や合理的な配慮の提供について、普及啓発や実践につなげるための施策を実施します。

行政、県民、事業者等の役割

【行政の役割】

- ・行政は、啓発活動や研修等を通じて、県民や事業者が、障がい等の特性の理解を深めるための機会を提供します。

【県民の役割】

- ・障がい等の特性や対応方法について学ぶ場に積極的に参加します。
- ・様々な特性や考え方があることを理解し、互いにコミュニケーションを取りながら学んだ内容を実践します。

【事業者の役割】

- ・従業員が障がい等の特性や合理的配慮の提供等について学ぶ機会が得られるよう支援します。
- ・高齢者や障がい者等にとって利用しやすい施設や従業員にとって働きやすい職場環境になるよう配慮します。

2

移動・施設利用上のバリアフリー

高齢者や障がい者等が自立し、安心して社会的活動へ参加できるようにするためには、移動手段や施設を利用する上での意識上のあるいは物理上のバリアなどがない環境を整備する必要があります。移動に使用する交通手段や経路、利用する施設や住宅等に存在するバリアを取り除き、県民誰もが円滑に利用できる生活環境の整備を促進します。

施策の方向

(1) 移動手段や制度の整備・活用

地域の実情に応じた地域交通の充実や、旅客施設や公共車両等の整備促進、障がい者の移動を支援する施策を実施します。

(2) 歩行空間・道路交通環境の整備

歩道の幅員確保や段差解消等移動環境の整備、交通安全施設の整備等、高齢者や障がい者等に配慮した施策を実施します。

(3) トイレや駐車場の利便性の確保・向上

障がい者等用駐車場の適正利用を図るハートフルパス制度の推進やおでかけ安心トイレの普及（高齢者や障がい者等が安心して利用できるトイレの情報収集と発信）等の施策を実施します。

(4) 多くの人が利用する建築物の整備

建築物は様々な心身の特性のある方が利用することを理解し、県有施設のバリアフリー化の推進、市町村有施設のバリアフリー化の促進、既存民間建築物の整備支援、やさしいまちづくり条例に基づく事前協議制度等による建築物のバリアフリー化施策を実施します。

(5) 住宅の整備

公営住宅のバリアフリー化や民間住宅のバリアフリー化促進、住宅改修への支援、相談窓口での支援等により、高齢者や障がい者等が安心して暮らし続けるための施策を実施します。

行政、県民、事業者等の役割

【行政の役割】

- ・行政が所有する施設のバリアフリー化を率先して進め、バリアのない施設が当たり前である環境を作っていきます。
- ・県全体で整備を進めるためには、県、市町村、事業者それぞれの取組みが不可欠であることから、互いに連携し、又は必要な支援を行い、促進を図ります。

【県民の役割】

- ・互いに支え合う関係であることを意識し、移動や施設の利用で困っている人には声を掛け、本人の意思を尊重した上で支援を行います。
- ・高齢者や障がい者等が円滑に利用できるように整備された障がい者等用駐車場やトイレ等の施設の利用を妨げる行為をしません。

【事業者の役割】

- ・所有及び整備する施設について、高齢者や障がい者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めます。
- ・高齢者や障がい者等のイベント等への参加を阻害しないよう運営上の配慮をします。

3

情報・コミュニケーションのバリアフリー

高齢者や障がい者等が社会を構成する一員として様々な活動に参加するためには、必要な情報を十分に取得又は利用し、意思疎通が円滑にできるようにすることが重要です。障がい等の特性に応じた情報提供方法の充実や意思疎通手段の利用の促進を図ります。

施策の方向

(1) 情報提供サービスの充実

障がい等の特性に応じた情報提供サービスの充実を図るとともに、誰もが取得又は利用しやすい情報発信に取り組みます。

(2) コミュニケーションの充実

意思疎通を支援する人材の育成など、障がい等の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を実施します。

行政、県民、事業者等の役割

【行政の役割】

- ・ 行政が発信する重要な情報について、提供方法や内容等の工夫、ウェブアクセシビリティ（インターネット上で提供される情報を、高齢者や障がい者等を含めたすべての人が円滑に利用できるようにすること）の確保・向上等により、障がい等の特性に応じた、より分かりやすい情報発信を行います。
- ・ コミュニケーションを支援する人材の養成や派遣、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信技術、ヘルプマーク等の普及を図ります。

【県民の役割】

- ・ 生活や安全にかかわる様々な情報について、周りに困っている人がいないか気を配り、必要な情報の提供や取得の支援を行います。

【事業者の役割】

- ・ 事業者が発信する重要な情報について、提供方法や内容等の工夫、ウェブアクセシビリティの確保・向上等により、障がい等の特性に応じた、より分かりやすい情報発信を行います。

4

くらしの安全安心を確保するためのバリアフリー

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすためには、それぞれの特性に応じたきめ細かな、安全、防犯対策や消費者トラブル防止等の対策が必要です。

また、地域住民や事業者、関係団体が連携した見守り活動も有効です。

高齢者や障がい者等のくらしの安全安心を確保するため、当事者に伝わりやすい啓発や研修の実施、地域のネットワークの構築に取り組みます。

施策の方向

(1) 交通安全・防犯対策の強化

交通安全・防犯に関し、高齢者や障がい者等に伝わりやすい情報の提供を行います。また、車の運転に不安を抱える高齢者等に対する安全対策に努めます。

さらに、地域における見守り体制の構築に向け、地域住民や事業者、関係団体との連携を推進します。

(2) 消費者被害の防止・生活支援の充実

「電話で『お金』詐欺」を始めとした犯罪や消費者トラブルの未然防止のため、高齢者や障がい者等に応じた消費者教育や自動通話録音機等を使った防止策に取り組みます。

また、消費者トラブル防止のため、関係機関と連携した高齢者や障がい者等の見守り活動の支援を行います。

さらに、判断能力が不十分な方の財産等を守るため、成年後見制度等や福祉サービスの普及、活用の促進に努めます。

行政、県民、事業者等の役割

【行政の役割】

- ・ 行政は、当事者の特性に応じた啓発活動や情報提供等を通じて、交通安全や防犯、消費者教育を充実させます。
- ・ 地域での支え合い活動・見守り体制の構築のため、地域住民や事業者、関係機関等への働きかけを実施します。

【県民の役割】

- ・ 交通安全や防犯、消費者教育等の研修に自ら積極的に参加します。
- ・ 高齢者や障がい者等の見守り活動等に積極的に参画し、地域における見守り体制の構築に協力します。

【事業者の役割】

- ・ 交通安全や防犯対策に寄与する機器の開発を推進します。
- ・ 高齢者や障がい者等に分かりやすく、誤解を与えない広告や商品等の説明を行います。
- ・ 事業活動をとおした地域での見守り活動等に積極的に協力します。

5

災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー

頻発する自然災害から生命・財産を守るためには、すべての人が円滑に避難できるよう支援体制を整備することが重要であり、特に高齢者や障がい者等の避難に支援が必要な人への対応を決めておく必要があります。また、大規模災害では、避難生活が長期化し、応急仮設住宅での生活に移ることがあり、避難時の支援だけでなく、避難後の生活支援も重要視されています。災害時の安全安心を確保するため、避難支援体制等の整備や被災者の日常生活支援に取り組みます。

施策の方向

(1) 災害時における避難支援体制等の整備

災害時に自ら避難することが困難な方が円滑かつ迅速に避難できるよう、地域の実情等を踏まえた市町村における避難支援体制の構築を支援します。

(2) 被災者の日常生活支援

被災者は、応急仮設住宅等での生活など、被災によりこれまでとは異なった環境に置かれ、特に高齢者や障がい者等にとって、住み慣れていない環境によって支援が必要となる場合があることから、災害時には市町村や関係機関と連携して、被災者の見守りや相談支援等を通じた日常生活支援を行います。

住まいの再建にあたっては、高齢者や障がい者等がより円滑に恒久的な住まいを確保できるよう、市町村、関係団体、支援団体等が連携した取組みを推進します。

また、被災地における住まいの再建に係る業者とのトラブル防止のため、関係機関と連携した周知や被災者の見守り活動を行います。

行政、県民、事業者等の役割

【行政の役割】

- ・災害時に障がい等の特性に応じた適切な避難支援が行われるよう、市町村は実効性のある体制構築を推進し、県はそれを支援します。

【県民の役割】

- ・災害等の非常時に緊急的な情報を受け取った際は、周りに困っている人がいないか気を配り、必要な情報の提供や取得の支援を行います。
- ・避難所での共同生活において、高齢者や障がい者等の要配慮者への思いやりと支援を心がけます。

【事業者の役割】

- ・緊急時に従業員や利用者が円滑に避難できるよう、情報の提供方法や案内方法について日ごろから手順を確認しておきます。

6

誰もが活躍できる社会実現のためのバリアフリー

高齢者や障がい者等に限らず、誰もが役割と生きがいを持ち、自分らしく活躍できる社会を実現させるためには、一人ひとりのニーズに応じた教育支援や、個人の意欲や能力が十分に発揮できるための就労支援の充実が必要です。また、誰もが活躍できる「場」の創出や、共に働き、活動する人々への理解や協力が不可欠です。

障がいのあるなしに関係なく、共に学ぶインクルーシブ教育システムや生涯学習活動の充実、多様な分野の関係機関が連携した就労支援の充実を図ります。

施策の方向

(1) 教育支援の充実

障がいのある児童生徒等、一人ひとりの状況に応じた個別の教育支援計画を作成し、切れ目のない支援のため進学先への引継ぎを行います。また、公立の学校を問わず、障がいのある児童生徒等の教育支援の充実を図ります。

さらに、高齢者や障がい者等が参加しやすい学びの場の創出や、障がい等の特性に応じた学習プログラムの開発、提供により、誰もが参加できる生涯学習活動の充実に取り組みます。

(2) 障がい者の就労支援の充実

障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、就労支援や職場定着支援の取組みを強化します。

また、福祉と農業の連携など、多様な分野における就労の場の確保に取り組みます。

(3) 高齢者の就労支援の充実

働く意欲を持つ高齢者一人ひとりの希望や能力に応じた働き方が可能となるよう、就労機会の拡大に取り組みます。

行政、県民、事業者等の役割

【行政の役割】

- ・行政は、高齢者や障がい者等が生涯を通じて適切な教育を受けることができる環境の整備、啓発活動や研修等を通じて、高齢者や障がい者等の雇用に関する理解の促進と働く場の拡大を働きかけます。

【県民の役割】

- ・「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、誰もが役割を持ち、共に学び、活動することへの理解を深めます。

【事業者の役割】

- ・従業員が障がい等の特性や合理的配慮の提供等について学ぶ機会が得られるよう支援します。（再掲）
- ・高齢者や障がい者等にとって利用しやすい施設や従業員にとって働きやすい職場環境になるよう配慮します。（再掲）
- ・高齢者や障がい者等の就労体験や働く場の提供に努めます。

